



発行 税理士法人 中央総研

桑名市大福 406-1

TEL0594-23-2448

FAX0594-23-3303

E-mail: sasaya@cri-sasaya.com

URL: http://mie-cri.com



コーポレートトランスフォーメーション

【はじめに】

今年の異常気温はいつまで続くのでしょうか！
連日、30度を優に超えています。
桑名市が、度々、日本一高温になっています。
熱中症・熱射病には気を付けて頂きたいです。
これからは、台風が襲来するたびに涼しくなっていくのでしょうか。

今月は、**コーポレートトランスフォーメーション** (Corporate Transformation) について、述べてみたいと思います。
略称で「CX」と表現されます。

【CXとは】

CXとは、『デジタル化やシステム化、クラウド化などの「デジタルトランスフォーメーション (DX)」を用いて、企業全体の仕組みを最適化し、業務の高度化実現すること』と、されています。

英語圏では、接頭辞の「Trans」を「X」と書く習慣があります。そのために、「CX」「DX」と表現するのです。

Xの使い方

CXとは	コーポレートトランスフォーメーション
DXとは	デジタルトランスフォーメーション

【変化に最も成功した富士フィルム】

日本企業で、コーポレートトランスフォーメーションに最も成功した会社が「**富士フィルム**」です。

富士フィルムは、もともと「**銀塩フィルム**」の会社です。

銀塩フィルムの世界で圧倒的なチャンピオンだったのは「**コダック**」です。

コダックは、ほとんどの特許を持っていました。

銀塩フィルムの会社

1番手	コダック
2番手	富士フィルム
3番手	コニカ

しかし、結果的に、コダックは倒産しました。

【富士フィルム】

富士フィルムは生き残りました。

今は、医療関係の映像の会社になっています。

「銀塩フィルム」には、未来がないということで、自社の持っている要素技術、強みがどこに展開できるかを考えて、ものすごい勢いで**事業ポートフォリオを入れ替えた**のです。

銀塩フィルムへの投資をやめて、徹底的にそこからキャッシュを叩き出し、**キャッシュカウ (Cash Cow)**にして、それをどんどん新しい領域に投資していきました。

※キャッシュカウ (Cash Cow) とは、直訳すると「現金を生む牛」となりますが、ビジネス用語としては、「ドル箱・金のなる木」と云います

当然、社内的に抵抗があったと思います。

ずっと、一生懸命に銀塩フィルムをやってきましたし、全国に富士フィルムの店があった訳ですから、それを振り切って不転の決意でシフトしたのです。

イノベーションが起きたからと言って、関係会社が皆滅びる訳ではありません。

きちんと対応できる会社はあるのです。

【現場力】

日本の企業体の強さは、本質的には「**現場力**」ではないでしょうか。

問題は、その「**現場力**」を、「**どこで生かすか**」だと思います。

「銀塩フィルム」がなくなるのに、「銀塩フィルム」をいくら磨いてもだめなのです。

圧倒的な現場力がどこで生きるかと考えた時に、富士フィルムは、「**医療**」にシフトしました。

人の命に関わって、高度な作りこみが必用で、安全な商材を作らなければいけないのです。

富士フィルムはこの「医療」にシフトしたのです。

【リーダー】

富士フィルムの、当時の社長は、**古森重隆氏**でした。

彼は、勝負する場所を、現場力が生きるフィールドに変えたのです。これを、彼はリーダーとして果敢に転換していったのです。

リーダーの技量・能力が問われます。

見事に、切り替えていきました。

《代表社員 笹谷 俊道》

「もみじ」と「楓」の違い・・・もみじは葉の切れ込みが5~6個で、6~7枚に分かれている。楓は葉の切れ込みが浅く、9~11枚に分かれている。ですが、実は根本的には同じ植物。そもそもこの2つを区別しているのは日本だけ。英語ではどちらも「Maple(メープル)」と表現されています。

10,000円以下の飲食費とインボイス

令和6年4月1日以後支出分より、税務上の交際費等から除外する飲食費の額が1人当たり10,000円以下となりました。インボイス制度下での“10,000円”はどう考えるのか、確認しましょう。

1人当たりの飲食費

1人当たりの飲食費（社内飲食費を除く。以下同じ）は、次の算式で計算します。除外するには金額だけでなく、一定の書類の保存が求められている点にも、留意しましょう。

【算式】

$$\frac{\text{飲食等として支出する金額}}{\text{飲食等に参加した者の数}} = \text{1人当たりの飲食額}$$

インボイス制度下での10,000円

税抜経理方式を適用している場合、消費税等の額を含めず（税抜）10,000円以下であるか判断します。その際、消費税の計算を一般課税で計算する事業者にとっては、支払先がインボイス発行事業者か否かで、消費税率10%の場合、原則、次のとおり異なります。

【10,000円のボーダーライン（支払金額）】

消費税率10%

	インボイス発行事業者	左記以外 [※]
① R6.4.1～R8.9.30	11,000円	10,784円
② R8.10.1～R11.9.30		10,476円
③ R11.10.1～		10,000円

※端数処理等により、金額に1円の差が生じます。

「左記以外」の金額が期間により異なるのは、税抜経理できる割合が①は消費税等の額の80%、②が50%と異なるためです。③は全くできず、支払金額全額で判断します。

超えたとしても……

結果的に10,000円を超えて交際費等となったとしても、下表のとおり中小法人等であれば、その他の交際費等と合計して年800万円まで損金となる特例があります。

● 交際費等の損金不算入制度の概要（イメージ）

	飲食費（社内飲食費を除く）		左記以外の交際費等	
	1人当たり10,000円以下	1人当たり10,000円超	取引先等への贈答・慶弔・謝礼金等	
① 期末資本金の額等が100億円超の法人等	損金不算入			
② ①③以外の法人	損金算入	50%損金算入	損金不算入	
③ 中小法人等 ^{※1※2}		合計年800万円まで損金算入		
	接待飲食費に係る損金算入の特例 ^{※3}			
	中小法人に係る損金算入の特例 ^{※3}			

※1 中小法人等とは、期末資本金の額等が1億円以下の法人で、資本金の額等が5億円以上の法人の100%子法人等一定の法人以外の法人等

※2 中小法人等は、接待飲食費の損金算入の特例か中小法人の損金算入の特例のいずれか選択適用

※3 令和6年度税制改正により適用期限が3年（令和9年3月31日までの間に開始する事業年度まで）延長